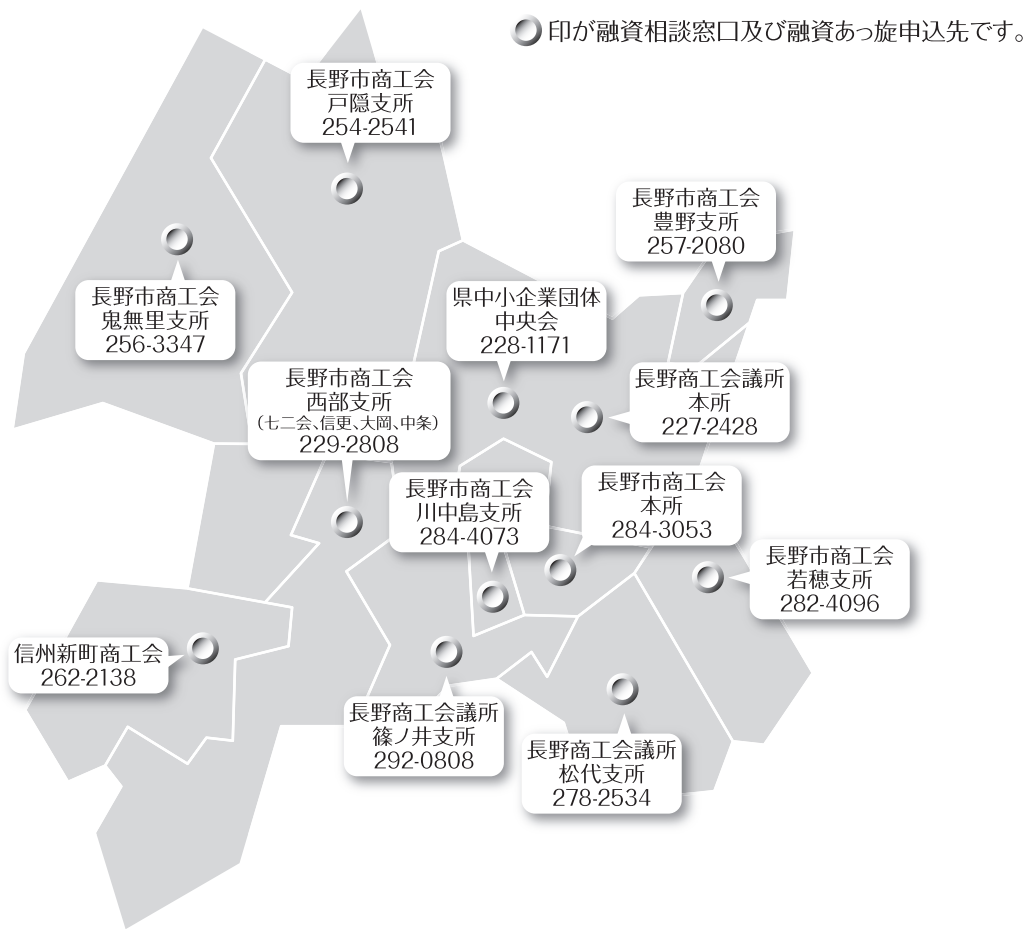


令和6年度 長野市中小企業振興資金融資制度 のご案内

長野市では、取扱金融機関及び長野県信用保証協会と協調し、長期・固定・低利の融資制度を設け、金融機関への資金の預託、長野市による信用保証料の補助を通じて、中小企業の皆さんが安定した経営を行えるよう応援します。



- ◆相談には、代表者またはその企業に勤務する方がお越しください。
- ◆相談の際は、最新の決算書(貸借対照表・損益計算書等)2期分をご持参ください。

ながのご縁を



信都・長野市

長野市経済産業振興部商工労働課

〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町 1613 番地

Tel : 026 (224) 8342 (直通) Fax : 026 (224) 5078



【 目 次 】

長野市中小企業振興資金融資制度の資金一覧	2
長野市中小企業振興資金融資制度の概要	6
1 申込みできる方	6
2 対象となる企業規模と業種	8
3 資金使途	9
4 融資条件に関する取り扱い	10
5 連帯保証人の取り扱い	10
6 取扱金融機関	10
7 融資の手順	11
融資あっ旋申込書記入例	12
設備完了届（様式第2号）	13
申込みに必要な書類一覧表	14
セーフティネット保証について	16

長野市中小企業振興資金融資制度の資金一覧

制度資金の種類	対 象 者	資金使途 融資限度額
一般事業資金 (設備)	店舗・工場の新增改築および機械器具取得等のための資金を必要とする方	設備 1億円
一般事業資金 (運転)	経営安定のための長期の運転資金を必要とする方	運転 3,000万円
特別小口資金	保証残高の要件を満たす小規模企業者 「常時使用する従業員数が20人（商業・サービス業は5人）以下の法人又は個人」	設備・運転 2,000万円
小口零細企業保証資金	保証残高の要件を満たす小規模企業者 「常時使用する従業員数が20人（商業・サービス業は5人）以下の法人又は個人」	設備・運転 2,000万円
経営安定特別資金	経営の安定に支障が生じている方	(1)～(3)合計で 運転 5,000万円
	(1) 経営安定対策 ア セーフティネット保証5号、7号又は8号認定者 イ 市長特認事項(※1)の該当者	
	(2) 関連倒産防止対策 ア セーフティネット保証1号から3号まで又は6号に該当する認定者 イ 危機関連保証認定者 ウ 取引先企業の倒産により資金を必要とする方	
緊急借換え資金	(3) 災害関連対策 ア セーフティネット保証4号認定者 イ 罹災証明書の交付を受け、災害、異常気象等の発生に起因して売上高が減少(※2)している方	運転 5,000万円
	借換えを行った借入金（経営安定特別資金又は令和3～5年度の新型コロナウイルス感染症（等）対策経営安定特別資金に限る。）を、再度借換えする方 ア セーフティネット保証1～8号のいずれかに該当する認定者 イ 危機関連保証認定者 ウ 市長特認事項(※1)の該当者	

借換え取扱期間：令和6年度末まで

取扱期間：令和6年度末まで

【経営安定特別資金 及び 緊急借換え資金 による借換えについて】

- ・既存の市融資制度の借入金について借換えを行うことができます。
- ・元金を13回以上返済し、返済額や返済期間に変更のない借入金が対象です。
- ・同一金融機関での借換えであり、従前の借入金を一括返済することが必要です。
- ・責任共有制度対象の保証を責任共有制度対象外の保証に借り換えることはできません。
- ・従前の借入金について経営安定関連保証等（いわゆる「別枠保証」）を利用した場合は、借換えに際しても別枠保証を利用することを原則とします。

貸付利率	返済期間 (内据置)	保証料	担保等	備 考
年 1.90%	10年以内 (1年以内) 土地・建物の 購入等に関し 15年以内 (1年以内)	市が全額負担 します(令和 6年度限り)	必要に応じて 求める	
年 1.90%	7年以内 (1年以内)	市が7/9を補給		
年 1.50%	7年以内 (1年以内)		原則 不要	・既存の保証協会の保証付融資残高との合計が 8,000万円までの小規模企業者
年 1.50%	9年以内 (1年以内)			・小口零細企業保証の対象者が利用可能 ・既存の保証協会の保証付融資残高との合計が 2,000万円までの小規模企業者
年 1.80%	7年以内 借換えに関し 10年以内 (1年以内)	市が7/9を補給 (セーフティ ネット保証・ 危機関連保証 を利用する場 合は、市が全 額負担します)	必要に応じて 求める	・対象者でセーフティネット保証・危機関連 保証認定者以外は、長野市中小企業振興資 金に係る調書(様式1-1又は1-2)の作 成が必要です
年 1.50%	7年以内 借換えに関し 10年以内 (2年以内)			※1 市長特認事項 いずれかに該当する方 (ア) 最近3ヵ月の売上高が、前年同期に比 べ5%以上減少している方 (イ) 最近3ヵ月の売上高総利益率(売上総 利益/売上高)が前年同期に比べ1% 以上減少している方 (ウ) 最近3ヵ月の人件費が前年同期に比べ 1%以上増加しており、かつ、売上高 営業利益率(営業利益/売上高)が前 年同期に比べ1%以上減少している方
年 1.80%	10年以内 (1年以内)			※2 災害、異常気象等の発生に起因してそ の災害等の影響を受けた後最近1ヵ月の売 上高が、災害発生直前同月に比べて10%以 上減少しており、かつ、その後2ヵ月を含 む3ヵ月の売上高が災害発生直前同月に比 べ10%以上減少すると見込まれる方

	経営安定特別資金	緊急借換え資金
借換え目的	1回目の借換え用	2回目の借換え用
新たな資金(真水)の追加	できる	できない

制度資金の種類	対 象 者	資金使途 融資限度額
経営基盤強化資金	<p>産業構造の変革に対応しようとする方で次のいずれかに該当する方</p> <p>ア 業務のデジタル化・DX（デジタルトランスフォーメーション）に対応する方</p> <p>イ 中小企業等経営強化法の規定による認定を受けた先端設備等導入計画に従って設備を導入し、業務の合理化、事業の拡大を図る方</p> <p>ウ 現在の事業と日本標準産業分類の細分類（4ケタ分類）において異なる事業分野に進出又は事業転換を行う方</p> <p>エ 中小企業等経営強化法の規定による承認を受けた経営革新計画に従って経営革新のための事業を行う方</p> <p>オ 中小企業等経営強化法の規定による認定を受けた経営力向上計画に従って経営力向上のための事業を行う方</p> <p>カ 商品又は中小企業者自身の信用・価値を高めるための資格・認証の取得や計画策定を行う方、又は、それらを利用し事業展開を行う方</p> <p>キ 外部組織との連携により従業員の育成を図る方</p> <p>ク 外部人材を活用して経営革新のための事業を行う方</p> <p>ケ 事業承継による経営の維持を行う方</p>	<p>設備 8,000万円</p> <p>運転 2,000万円</p> <p>併用 8,000万円</p>
創業支援資金	<p>新規開業予定者及び新規開業者（開業後5年未満）（注1）で、事業資金を必要とし、経営指導員の指導を受けた方</p> <p>（注1）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業を営んでいない個人で、新たな事業を開始する具体的な計画がある方 ・事業を営んでいない個人による開業であって、開業の日（会社の場合は設立の日）から5年未満である方 ・分社化する具体的な計画がある会社又は分社化により設立された会社であって、設立の日から5年未満である方 ・その他、個人事業を開始し又は会社等を設立してから5年未満である方（法人成りを含む） ・スタートアップ創出促進保証を利用する方 <p>（注2）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・創業関連保証・スタートアップ創出促進保証の対象となる場合は、融資保証限度額が合計3,500万円となります 	<p>設備 3,500万円</p> <p>運転 2,000万円</p> <p>（注2）</p>
災害対策資金	<p>災害、異常気象等により被災した方で罹災証明書の交付を受けた方（罹災証明書の交付申請を行った方を含む）</p>	<p>設備 3,000万円</p> <p>運転 3,000万円</p>
研究開発資金	<p>新事業・新技術等の研究開発を行う方で次のいずれかに該当する方</p> <p>ア 新技術・新製品の研究開発を行う方</p> <p>イ 研究開発の成果を事業化・製品化する方</p> <p>ウ 研究開発に係る補助金等の交付決定を受けた事業を行う方</p>	<p>設備 8,000万円</p> <p>運転 2,000万円</p> <p>併用 8,000万円</p>

貸付利率	返済期間 (内据置)	保証料	担保等	備 考
年 1.50%	設備12年以内 (1年以内) 運転7年以内 (1年以内)	市が全額負担 します(令和 6年度限り)	必要に応じて 求める	<ul style="list-style-type: none"> 対象者イ・エ・オ以外の方は事業計画書(様式2-1~2-6のうち該当するもの)の作成が必要です 対象者ア: 支援機関から支援を受けて策定したDX推進計画又は自社のデジタル化・DX計画に基づき導入する設備のほか、従業員等のデジタル人材としての育成費用も対象です 対象者イ: 市が認定した先端設備等導入計画に従って、市内に設置する場合に限りです 対象者ウ: 経済社会の変化に対応するため事業転換を図る方も対象です 対象者カ: 自然災害や新型コロナウイルス等に対応するためのBCP(事業継続計画)の策定、事業継続力強化計画の策定等も含めます 対象者ク: 外部人材の活用とは人材を雇用又は業務委託することを対象とし、企業への委託や人材派遣は対象外です 対象者ケ: 親族内承継、従業員承継、M&Aを対象とし、後継者不在による廃業と雇用や技術の喪失を防ぎ、事業継続及び事業の発展を支援します
年 1.00%	設備10年以内 (1年以内) 運転7年以内 (1年以内)	市が7/9を補給 (創業関連保証・ スタートアップ 創出促進保証 を利用する場 合は、市が全額負 担します)	必要に応じて 求める (創業関連保証・ スタートアップ 創出促進保証 の対象となる場 合は求めない)	<ul style="list-style-type: none"> 新規開業予定者は創業計画書(様式3)の作成が必要です 新規開業者で創業1年未満の方は、収支等計画書(様式5)の作成が必要です スタートアップ創出促進保証を利用する方は申し込みの都度、保証専用の創業計画書を添付してください スタートアップ創出促進保証を利用する創業予定者又は税務申告1期末終了者の新規創業者は創業資金総額の1/10以上の自己資金が必要です 認定特定創業支援等事業による支援を受けた方は、支援を受けたことについての市町村長の証明書の写しを添付してください
年 0.80%	設備10年以内 (1年以内) 運転7年以内 (1年以内)	市が7/9を補給	必要に応じて 求める	<ul style="list-style-type: none"> 罹災証明書の交付を受けた災害等により事業活動に支障が生じており、事業の継続のための資金が必要な方
年 1.50%	設備12年以内 (1年以内) 運転7年以内 (1年以内)			<ul style="list-style-type: none"> 事業計画書(様式6)の提出が必要です

制度資金の種類	対 象 者	資金使途 融資限度額
環境対策資金	環境対策に係る次のいずれかに該当する方 ア 温室効果ガス排出量の削減対策を講じる方 イ 土壌汚染対策等の環境対策を講じる方 ウ 騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法の「類型指定地域の拡大」により規制対象となった方 エ 長野市公害防止条例の改正により新たに特定施設の設置者となった方で、公害防止施設の改善等を実施する方 オ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の対象者で、PCB廃棄物の処理を同法処理期間内に実施する方 カ その他地球環境保全のために特に必要と認められる施設の設置又は改善をする方	設備 1億円 運転 2,000万円 併用 1億円
市内進出支援資金	市外において1年以上継続して事業を営んでおり、市内に初めて事業所等を設置しようとする方	設備 1億円 運転 5,000万円
組合貸付資金	事業協同組合・企業組合・商店街振興組合等が必要とする設備、運転資金及び市内に事業所を有する組合員に転貸するための資金を必要とする中小企業団体等	設備 2億円 運転 2億円 転貸 2億円 ただし1組合員につき500万円

長野市中小企業振興資金融資制度の概要

長野市中小企業振興資金融資制度は、市内の中小企業のみなさまが、事業の発展と経営の安定のために必要とする資金を円滑に調達できるよう、市が金融機関に対して資金を預託し、金融機関を通じて「長期・固定・低利」の融資を行う制度です。

融資にあたっては、組合貸付資金を除き長野県信用保証協会の保証を付けていただきますが、その**保証料は市が一部もしくは全部を補給(補助)します。**

詳細はこの冊子の表紙に掲載されている最寄りの相談窓口へお問い合わせください。

1 申込みできる方

(1) 市内に事務所または事業所を有し、原則として1年以上引き続いて同一事業を営んでいる法人または個人事業者(創業支援資金、市内進出支援資金、災害対策資金利用の場合は除く。)

		運転資金		設備資金	
		市内に 事業所『有』	市内に 事業所『無』	市内の 事業所に設置	市外の 事業所に設置
法人	商業登記所在地 市内	○	×	○	×
	商業登記所在地 市外	×	×	○	×
個人	住民登録地 市内	○	×	○	×
	住民登録地 市外	×	×	○	×

(○：融資あっ旋対象 ×：融資あっ旋非対象)

* 設備資金については、実体として市内にある事務所・事業所に設置する場合に限り融資あっ旋の対象となります。

貸付利率	返済期間 (内据置)	保証料	担保等	備考
年 1.50%	設備10年以内 (1年以内) 運転7年以内 (1年以内)	市が7/9を補給	必要に応じて 求める	<ul style="list-style-type: none"> 対象者ア：太陽光発電施設、未利用再生可能エネルギー利用設備、バイオマス燃料利用設備、事業敷地内の緑化施設、電気自動車（EV）・ハイブリッド車（HV）・プラグインハイブリッド車（PHEV）・燃料電池自動車（FCV）と燃料充填施設等を設置又は改善する方が対象です。 対象者イ：土壌汚染状況並びに地下水汚染状況の調査、汚染土壌の除去や地下水の浄化装置等の対策等を講じる方が対象です
年 1.40%	設備15年以内 (1年以内) 運転7年以内 (1年以内)	市が全額負担 します		<ul style="list-style-type: none"> 運転資金の場合、市内進出時に要する費用（市内店舗等の新設に伴う仕入れ、人件費等）が対象です
年 2.20%	設備10年以内 (1年以内) 運転10年以内 (6月以内) 転貸7年以内 (6月以内)			

(2) 信用保証協会の定める保証対象業種を営んでおり、信用保証協会の保証を得られる方

(3) 組合貸付資金については、市内において1年以上継続して事業を営んでいる者により構成されている中小企業団体等

※次の方は融資あっ旋の対象となりません

- ① 納期到来分の市税について未納がある方
- ② 営業と家計が分離していない方
- ③ 返済能力がなく、経営継続の見込みがない方
- ④ 制度資金を不正に使用したことのある方
- ⑤ 経営内容が投機的と認められる方
- ⑥ 営業に関し公序良俗に反する行為又は違法な行為を行っている方
- ⑦ 金融機関から取引停止の処分を受けている方
- ⑧ 許認可等を要する業種で、これらを受けないで営業している方
- ⑨ 保証協会の保証を得られない方（組合貸付資金を除く）
- ⑩ その他市長が適当でないと認める方

2 対象となる企業規模と業種

(1) 企業規模

資本金または常時使用する従業員数のどちらか一方が、以下のいずれかに該当すれば対象となります。

① 中小企業信用保険法第2条第1項第1号に規定する中小企業者

業 種	会 社		個 人
	資本金(出資金)	常時使用する従業員数	常時使用する従業員数
小 売 業	5,000万円以下	50人以下	50人以下
サ ー ビ ス 業	5,000万円以下	100人以下	100人以下
卸 売 業	1億円以下	100人以下	100人以下
そ の 他 産 業	3億円以下	300人以下	300人以下

② 中小企業信用保険法第2条第1項第2号に規定する中小企業者

業 種	資本金の額又は出資の額	従業員数
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

③ 中小企業信用保険法第2条第1項第5号に規定する中小企業者

医業を主たる事業とする法人であり、常時使用する従業員数が300人以下

④ 中小企業信用保険法第2条第1項第6号に規定する中小企業者(特定非営利活動法人(以下、「NPO法人」という。))

業 種	常時使用する従業員数
小 売 業	50人以下
サ ー ビ ス 業	100人以下
卸 売 業	100人以下
そ の 他 産 業	300人以下

- 生計を一にしている家族従業員、会社の役員、全くの臨時的な従業員は、従業員数に含まれません。
- 組合の場合は、当該組合が保証対象業種を営むもの、またはその構成員の3分の2以上が保証対象業種を営んでいれば対象となります。

(2) 業種

- ・ 中小企業信用保険法施行令で定める業種が対象で、商工業のほとんどの業種が対象となります。信用保証協会の保証非対象業種は対象となりません。
- ・ 許認可や届出を必要とする業種を営んでいる場合は、当該事業に係る許認可等を受けていることが必要です。

3 資金使途

(1) 設備資金

- ・ 設備資金は、事業経営上必要とする設備投資のための資金で、生産又は営業設備（土地・建物を含む。）の取得、増設、改良等のものであって、これにより業容の拡大、品質の向上、付加価値の上昇、公害の防止、省資源・省エネルギー化等が図られ、経営の合理化等に役立つものである必要があります。
- ・ 営業権、権利金、保証金、敷金等も対象です。
- ・ 借入期間は、資金毎に定める期間が上限です。
- ・ 補助金及び助成金の対象になっている設備は、原則として補助額及び助成額を除いた額を上限に貸付けます。
- ・ 次のものは**融資あつ旋の対象となりません**。

- ① **市外に設置**する設備に対するもの
- ② 貸借対照表の**固定資産に計上されないもの**
- ③ 不動産取得のうち、**投機的なもの又は過剰取得的のもの**
- ④ ナンバープレートが長野3〇〇、長野5〇〇などの**一般乗用に供する自動車**（一般乗用旅客運送業、福祉事業等の乗用自動車を必要とする事業を営む者が車両を購入し、車体に企業名又は屋号を記載する場合を除く）及び**自動車の付属品**（スタッドレスタイヤ等市長が適当と認めるものを除く）
- ⑤ 融資申込み時及び実行時において、**既に代金の支払い**が行われているもの
- ⑥ **キャッシュレス決済**で支払うもの
- ⑦ 店舗併用住宅の**住宅部分**に該当するもの

【 設備完了届の提出 】

資金使途が設備資金の場合は、融資が実行され融資対象設備の購入・設置等が完了した領収書の写し等を添付した**設備完了届**（13ページ及び長野市ホームページ掲載）を提出していただきます。

- (1) 提出書類
- ①設備完了届(あつ旋規程様式第2号)
 - ②領収書の写し等
 - ③設備の写真

ただし、提出書類の内容を審査した上で、別途資料の提出を求める場合があります。

- (2) 提出期日 融資対象設備の購入・設置完了日から10日以内

- (3) 提出先 長野市商工労働課、あつ旋申込書を提出した長野商工会議所、長野市商工会、信州新町商工会

※設備完了届が未提出の場合、または不正利用等が認められるものについては、当該申込者に対し当該資金の繰上償還を求めたり、以後のあつ旋を不承諾とすることがあります。

4 融資条件に関する取り扱い

(1) 申込金額

1 融資につき10万円以上の額とし、1万円未満の端数はこれを切り捨てます。

(2) 借入期間

13月以上であれば、資金毎に定められた期間の範囲内で設定できます。

(3) 返済方法

返済方法は元金均等月賦返済となります。

(4) 信用保証

長野県信用保証協会による保証となります。事業者の方が長野県信用保証協会に支払う保証料は、**長野市が一部（9分の7）または全額を補給します。**（市が長野県信用保証協会に直接支払います。）

5 連帯保証人の取り扱い

・ **連帯保証人は原則不要**ですが、次の方を連帯保証人として求める場合があります。

- ① 法人における代表権のある役員
- ② 実質的な経営権を持っている者や営業許可名義人または申込人（法人の場合はその代表者）とともに当該事業に従事する配偶者
- ③ 本人または代表者に健康上の理由がある場合の事業承継予定者
- ④ 財務内容その他の経営の状況を総合的に判断して通常考えられる保証のリスク許容額を超える保証依頼がある場合であって、当該事業の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申し出があった場合の当該協力者等

・ 次の場合は経営者保証を不要とすることができます。

- ① **経営者保証に関するガイドライン**に則った対応等で経営者保証を不要にする保証の取扱いをする場合
- ② 一定の財務要件等を満たしており、**信用保証料の上乗せ**により経営者保証を提供しないこと（**事業者選択型経営者保証非提供制度**）を選択する場合
※②の場合の保証料補給割合は下表のとおりです。

区 分	上乗せ 0.25%時	上乗せ 0.45%時
一般保証 等	5 / 8	5 / 9
セーフティネット保証、創業関連保証 等	3 / 4	5 / 8
一般事業（設備）、経営基盤強化、市内進出支援資金	5 / 6	5 / 7

・ **スタートアップ創出促進保証**を利用する場合、連帯保証人は不要です。

6 取扱金融機関

(1) 組合貸付資金を除く資金

三井住友銀行、八十二銀行、北陸銀行、長野銀行、長野信用金庫、長野県信用組合、
商工組合中央金庫（以上の長野県内の本支店）

(2) 組合貸付資金

商工組合中央金庫長野支店

7 融資の手順

(1) 金融相談 ●相談の際には直近決算書2期分・事業内容を確認できる書類等をご持参ください。

- 市融資制度取扱金融機関と借入内容について相談のうえ、保証協会の保証内諾をとります。
- 保証協会の保証内諾後、最寄りの長野商工会議所・長野市商工会・信州新町商工会・長野県中小企業団体中央会で相談をします。

(2) 融資あつ旋申込書提出

融資あつ旋申込書(長野市ホームページに掲載)に必要な書類を添えて、長野商工会議所・長野市商工会・信州新町商工会の経営指導員・支援員または長野県中小企業団体中央会の担当者へ提出します。

経営指導員・支援員又は担当者は報告書・意見書作成のため、実地調査を行います。

(2') 信用保証依頼書・保証申込書提出

借入先の金融機関から長野県信用保証協会に信用保証依頼書・保証申込書等が提出されます。

(3) 申込書類審査

融資あつ旋申込書類は、長野商工会議所・長野市商工会・信州新町商工会・長野県中小企業団体中央会から市へ提出され、融資あつ旋審査を経て、借入先の金融機関へ送付されます。

(3') 保証決定

信用保証が決定すると長野県信用保証協会から借入先の金融機関へ信用保証書が送付されます。

10
営業
日

(4) 貸付契約締結

資金の貸付が決定すると、貸付証書が作成され、借入先金融機関から融資されます。

(5) 資金の返済

貸付金は、借入先の金融機関へ返済していただきます。

長野市ホームページからダウンロードできます

受付印

長野市中小企業振興資金融資あつ旋申込書

令和 6 年 4 月 1 日

(申込先) 長野市長

(法人) 本社住所 (個人) 住民登録地	長野市大字鶴賀緑町1613		
所在地	長野市 大字鶴賀緑町1613		
(法人) 法人名 (個人) 屋号	株式会社 故郷菓子店		
代表者名又は氏名	代表取締役 長野市郎		
開業 (設立)日	平成 4 年 1 月 1 日	生年月日	昭和 55 年 6 月 15 日

下記制度融資を利用したいので、添付書類を添えて申し込

申込金額の訂正はできませんのでご注意ください

申込資金名	経営安定特別資金(経営安定対策)		金利	1.80 %
申込金額	3,000 万円		借換 (借換元資金について記入してください。) <input checked="" type="checkbox"/> 有 市〇〇資金の借換(R2.9.1借入 借入金1,000万円 残金500万円) 材料仕入れ、人件費支払い	
借入希望日	令和 6 年 4 月 30 日			
金融機関名	〇〇銀行	支店名	〇〇支店	
借入期間	0 カ月据置 120 回 月賦返済 (計 120 カ月)			
資金使途	運転	<input checked="" type="checkbox"/> 申込金額に補助金等は含まれていません。	設備資金の場合	設置完了予定日 令和 年 月 日 代金支払予定日 令和 年 月 日
信用保証等	<input checked="" type="checkbox"/> 保証対象業種であり、保証内諾を得ています。 信用保証委託申込書(写し)の内容に相違ありません。			
連帯保証人	<input type="checkbox"/> 不要 (<input type="checkbox"/> 保証料上乘せあり。) <input checked="" type="checkbox"/> 要 (信用保証委託申込書のとおりです。)			

(記入上の留意事項)

- 1 申込者本人が記入又は入力してください。
- 2 この申込みに伴って収集する個人情報はこの申込みに対応するとともに、中小企業経営指導及び分析に資するために使用します。

(この欄は、記入しないでください。)

商工労第 - - 号
令和 年 月 日

御中

長野市長

長野市中小企業振興資金融資あつ旋規程により、この資金をあつ旋します。

(貸付利率 年 . %)

設備完了届

年 月 日

（届出先）長野市長

住 所

企 業 名

代表者名

年 月 日付で貸付けを受けました資金に

係る事業が下記のとおり完了しました。

記

- | | | |
|---|-----------|-------|
| 1 | 完了年月日 | 年 月 日 |
| 2 | 設 備 名 | |
| 3 | 設置等の場所 | 長野市 |
| 4 | 設備に要した総金額 | 円 |
| 5 | あつ旋による借入額 | 円 |

注 写真、領収書の写し等の資金の適正な利用が確認できる書類を添付してください。

申込みに必要な書類一覧表

提出書類	資金名 提出部数	一般事業資金	特別小口資金	小口零細企業保証資金	経営安定特別資金			緊急借換え資金	経営基盤強化資金	創業支援資金	災害対策資金	研究開発資金	環境対策資金	市内進出支援資金	組合貸付資金
					経営安定対策	関連倒産防止対策	災害関連対策								
あっ旋申込書 (様式第1号又は第1号の2)	3部	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
信用保証委託申込書の写し (信用保証協会に提出したもの)	3部	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
定款及び法人登記全部事項証明書の写し 注①	2部	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
住民票又は印鑑証明書の写し (法人代表者・個人事業主) 注①	1部	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
直近の決算書 (必要に応じ試算表・経営状況調書) 注②	2部	○	○	○	○	○	○	○	○	注③	○	○	○	○	○
契約書又は見積書の写し (設備に限る)	3部	○	○	○					○	○	○	○	○	○	○
カタログ又は設計書の写し (設備の場合)	3部	○	○	○					○	○	○	○	○	○	○
検査済証(建物未完成の場合は 建築確認通知)の写し (建築確認が必要な場合に限る)	3部	○	○	○					○	○	○	○	○	○	○
「現に滞納の市税がないこと」の証明書 法人：法人及び代表者 個人事業主：事業主 注④	1部	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
許認可書等の写し 注⑤ (許認可の必要な業種の場合) 注⑥	3部	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
転貸先明細書(転貸の場合) 及び組合員名簿	3部														○
別紙様式(事業調査・計画書等)	3部				様式 1-1 注⑦	様式 1-1 注⑦	様式 1-2 注⑦	様式 1-1 注⑦	様式 2-1 、 2-6 注⑧	様式3 様式4 様式5 注⑨		様式6			
事業所周辺の略図 (設備の場合は設置場所の略図)	3部	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
実地調査報告書(経営指導員作成)	2部	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
市町村長の証明書 (災害関連対策・災害対策のみ)	1部						○ 注⑦ 注⑩				○ 注⑩				

注①：市融資制度初回利用時又は内容に変更が生じた場合に提出してください。

注②：NPO法人の方は次の資料（申告時に提出する資料）を提出してください。

事業報告書、計算書類及び財産目録、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所を記載した書面

注③：開業後1年以上の方は提出してください。

注④：市税がすべて非課税の場合は『課税内容証明書』（全部事項を記載したもの）を提出してください。

注⑤：建設業を営むが許認可証等が必要ない事業者は『工事受注明細一覧』を提出してください。

注⑥：あつ旋申込み時に提出が間に合わない許認可証等については、念書等での対応が可能な場合があります。

注⑦：中小企業信用保険法第2条第5項各号及び第6項に該当する方は提出不要です。

注⑧：対象者アの場合ですでに策定済みの計画がある場合は計画書を提出してください。

対象者イ、エ、オの場合は提出不要ですが、次の書類を提出してください。

- ・対象者イの場合は先端設備等導入計画に係る認定申請書類及び認定書の写し
- ・対象者エの場合は経営革新計画に係る承認申請書類及び承認書の写し
- ・対象者オの場合は経営力向上計画に係る認定申請書類及び認定書の写し

注⑨：新規開業予定の方は様式3及び様式4、開業後1年未満の方は様式5を提出してください。

- ・認定特定創業支援等事業による支援を受けた方は、支援を受けたことについての市町村長の証明書の写しを提出してください。

注⑩：市町村長の証明書が交付されるまでの間については、市町村長の証明書に係る交付申請書の写し及び災害により生じた被害であることを示す添付書類（写真、地図等）を提出書類とし、市町村長の証明書の交付後、速やかに当該証明書を提出してください。

◆事業内容及び資金用途により、上記以外の書類を提出していただく場合があります。

◆融資あつ旋申込書・別紙様式は、長野市ホームページに掲載しています。

◆資金用途が設備の場合、設備完了後に『設備完了届』『領収書の写し』『設備の写真』等を提出してください。

セーフティネット保証等について

中小企業信用保険法第2条第5項及び第6項の規定に基づき、取引先企業等の倒産、事業活動の制限、取引金融機関の破綻、自然災害などにより経営の安定化に支障が生じている中小企業者に対し、その経営の安定に必要な資金の借入れについて保証限度額の別枠化等を行い支援する制度です。下記の事由により、事業活動に支障が生じていることについて市長が認定します。

認定は、長野商工会議所、長野市商工会、信州新町商工会もしくは長野市商工労働課で申請してください。

なお、対象となる地域や業種の指定等がありますので、詳しくは中小企業庁のホームページをご覧ください。

1 セーフティネット保証（経営安定関連保証：中小企業信用保険法第2条第5項）

【セーフティネット保証を受けることができる事由】

	対象となる中小企業者
1号	民事再生手続開始の申立等を行った大型倒産事業者に対し、売掛金債権等を有していることにより資金繰りに支障が生じている中小企業者
2号	生産量の縮小、販売量の縮小、店舗の閉鎖などの事業活動の制限を行っている事業者と直接・間接的に取引を行っていること等により売上等が減少している中小企業者
3号	突発的災害（事故等）の発生に起因して売上高が減少している中小企業者
4号	突発的災害（自然災害等）の発生に起因して売上高等が減少している中小企業者
5号	（全国的に）業況の悪化している業種に属する中小企業者
6号	破綻金融機関と金融取引を行っていたことにより、借入の減少等が生じている中小企業者
7号	金融機関の支店の削減等による経営の相当程度の合理化により、借入れが減少している中小企業者
8号	RCC（整理回収機構）へ貸付債権が譲渡された中小企業者のうち、事業の再生が可能な者

2 危機関連保証（中小企業信用保険法第2条第6項）

危機関連保証制度（大規模な経済危機、災害等による信用収縮への対応）

内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたため、全国的な資金繰りの状況を示す客観的な指標である資金繰りDI等が、リーマンショック時や東日本大震災時等と同程度に短期かつ急速に低下することにより、中小企業について著しい信用の収縮が全国的に生じていることが確認でき、国として危機関連保証を実施する必要があると認める場合に、実際に売上高等が減少している中小企業者を支援するための措置です。国の発動に基づき、市長が認定します。